

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置付けています。ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず社会規範を遵守し、企業倫理を確立するよう努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」については、その全てを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サイバーエージェント	6,485,000	50.96
中山 亮太郎	444,500	3.49
楽天証券株式会社	256,000	2.01
株式会社SBI証券	228,100	1.79
木内 文昭	223,500	1.76
KSK ANGEL FUND, LLC(常任代理人 大和証券株式会社)	207,600	1.63
長谷川 佳奈	136,857	1.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	86,270	0.68
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019(常任代理人香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	83,200	0.65
住友生命保険相互会社	67,402	0.53

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社サイバーエージェント(上場:東京)(コード) 4751

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期

9月

大山 陽希	公認会計士																			
串田 規明	弁護士																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びf)のいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝屋 久			該当事項はありません。	勝屋久氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役として選任しています。特に、組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、監督、助言をいただいています。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関与しています。なお、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
芦田 千晶			該当事項はありません。	芦田千晶氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しています。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。
大山 陽希			該当事項はありません。	大山陽希氏は公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して、監査等委員である社外取締役として選任しています。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しています。

<p>串田 規明</p>		<p>当社の兄弟会社である株式会社シー・エー・モバイル(現:株式会社CAM)に2004年10月から2013年10月までの間、法務担当者として勤務していました。</p>	<p>串田規明氏は弁護士として高い専門性をもつほか豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して監査等委員である社外取締役として選任しています。</p> <p>なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。</p> <p>また、当社と株式会社シー・エー・モバイル(現:株式会社CAM、以下同じ。)は兄弟会社であり、串田氏は過去株式会社シー・エー・モバイルで勤務していましたが、既に兄弟会社の業務執行者でなくなってから10年以上が経過したため、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、かつ、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として選任しています。</p>
--------------	--	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、その監査等が実効的に行われることを確保するために内部監査室担当者と連携をとることにより監査職務を効率的に遂行する体制を構築しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会による監督又は監査と内部監査、会計監査との関係は、監査等委員である取締役が取締役会等重要な議事事項の含まれる会議に出席し、経営状況の監督又は監査を行っています。また、客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように監査等委員会、内部監査室担当者及び会計監査人と相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	2	1	4	0	0	社外取締役
------------------	---------	---	---	---	---	---	---	-------

補足説明

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外取締役とすることと定めています。

指名諮問委員会は、社外取締役である勝屋久を委員長とし、代表取締役社長中山亮太郎、監査等委員である社外取締役(常勤)芦田千晶、監査等委員である社外取締役串田規明及び監査等委員である社外取締役大山陽希により構成されており、取締役候補者の選定に関して、取締役会の機能の独立性・客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としています。

取締役会においては、指名諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役候補者の選定を行うこととしています。

指名諮問委員会における具体的な検討内容として、取締役の選任のトレンド、他社動向、各取締役候補者の評価内容及び取締役候補者の選定等について審議を実施しています。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外取締役とすることと定めています。

報酬諮問委員会は、社外取締役である勝屋久を委員長とし、代表取締役社長中山亮太郎、監査等委員である社外取締役(常勤)芦田千晶、監査等委員である社外取締役串田規明及び監査等委員である社外取締役大山陽希により構成されており、監査等委員でない取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としています。

取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、監査等委員でない取締役の報酬を決定することとしています。

報酬諮問委員会における具体的な検討内容として、報酬制度のトレンド、他社動向、各取締役の評価内容及び報酬案等について審議を実施しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員は4名体制としており、今後、一般株主の利益保護となる視点の意見を今以上に多方面から検討し、有効活用していきます。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入、その他
---------------------------	--------------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型金銭報酬

監査等委員でない社内取締役への報酬として、事業年度ごとの会社業績向上に対するインセンティブを与えることを目的として、業績連動型金銭報酬を導入しています。業績連動型金銭報酬は、各事業年度における取扱高、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益等のうち、予め定められた業績指標の目標値に対する達成度合いに応じて、支給の有無及び金額を決定するものとしています。

また、業績連動型金銭報酬の割合は、監査等委員でない社内取締役が会社業績向上に対して担う役割、職責を考慮して決定しています。

ストックオプション等

監査等委員でない社内取締役への報酬として、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、当社の中長期的な企業価値・株主価値を向上させることを目的として、役位、職責等を勘案して定めた数のストックオプションを付与しています。

なお、監査等委員でない社外取締役に対して、株主との価値共有により、当社の企業価値の持続的な向上及び信用維持へのインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限付株式を付与しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

監査等委員でない社内取締役及び従業員に対して、当社の事業推進において重要な役割を果たすことが予想される、または期待される者を選定し、ストックオプションを付与することで業績向上へのインセンティブを高めています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施していません。取締役の報酬は、総額にて開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、監査等委員でない取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしています。取締役会決議に基づき代表取締役に委任される権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分、並びに、監査等委員でない取締役のうち社内取締役に對する、事業年度毎の業績連動型金銭報酬に用いる業績指標の内容、業績連動型金銭報酬の額の算定方法、及び各取締役の報酬における業績連動型金銭報酬の割合としています。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重するものとしています。なお、非金銭報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数等を決議します。また、監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の限度額内で、監査等委員である取締役の協議により、各監査等委員である取締役の報酬の具体的金額、支給の時期等を決定することとしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートはコーポレート本部にて行っています。取締役会付議事項については、コーポレート本部より資料を事前に配布し、検討をする時間を十分に確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っています。また、必要に応じて適宜、電子メールや電話などにより情報伝達を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役、取締役会

当社の取締役は7名で、うち社外取締役は4名です。

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役4名)で構成されており、議長は代表取締役社長である中山亮太郎が務めています。取締役会は、取締役会規程に基づき、経営上の最高意思決定機関として法令及び定款に定められた事項並びに経営上の重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行っています。

当社では、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しており、定められた職務権限に基づいた意思決定のほか、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い、情報の共有を図っています。

取締役会における具体的な検討内容として、中期成長戦略、経営課題及び人的資本に関する議論、事業成長のための戦略、その他会社法及び取締役会規程にて定める決議・報告事項について、決議、報告及び審議を実施しています。

当社は、2024年2月に取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、その結果、全体として取締役会の実効性は確保されていることが確認されています。今後も、取締役会の実効性を高めていくために、課題として検出された事項を含めて更なる改善に努めていきます。

監査等委員である取締役、監査等委員会

当社の監査等委員である取締役は3名で、全員が社外取締役です。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名と非常勤の監査等委員である取締役2名で構成されており、議長は社外取締役(常勤)である芦田千晶が務めています。監査等委員会は毎月開催され、各監査等委員である取締役は監査等委員会監査基準に従い、取締役の職務執行を監査しています。

また、監査等委員である取締役は、内部監査室担当者及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、会計監査及び業務監査等について総合的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督又は監査の実効性を高めています。

常勤役員会

常勤役員会は、議長を代表取締役社長である中山亮太郎が務めており、代表取締役である木内文昭、監査等委員である社外取締役(常勤)の芦田千晶及び必要と認められる者で構成されています。

常勤役員会は毎週1回開催され、定められた職務権限に基づき、経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として、経営に関する重要事項の協議等を行っています。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、議長を代表取締役社長である中山亮太郎が務めており、代表取締役である木内文昭、監査等委員である社外取締役(常勤)の芦田千晶、コーポレート本部担当者及び内部監査室担当者により構成され、原則として半期に一度開催されています。法令遵守に関する内部統制やリスク管理の徹底を図るため、当社において想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑えることを目的としています。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社は株式会社サイバーエージェントの子会社であり、同社の上場子会社となることから、一般株主との間に利益相反関係が発生するリスクが存在することを踏まえ、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に基づき、2019年10月より、報酬諮問委員会及び指名諮問委員会を設置しています。

a. 指名諮問委員会

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めています。

指名諮問委員会は、社外取締役である勝屋久を委員長とし代表取締役社長中山亮太郎、監査等委員である社外取締役(常勤)芦田千晶、監査等委員である社外取締役串田規明及び監査等委員である社外取締役大山陽希により構成されており、取締役候補者の選定に関して、取締役会の機能の独立性・客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としています。

取締役会においては、指名諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役候補者の選定を行うこととしています。

指名諮問委員会における具体的な検討内容として、取締役の選任のトレンド、他社動向、各取締役候補者の評価内容、及び取締役候補者の選定等について審議を実施しています。

b. 報酬諮問委員会

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役の中から選任される、3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めています。

報酬諮問委員会は、社外取締役である勝屋久を委員長とし、代表取締役社長中山亮太郎、監査等委員である社外取締役(常勤)芦田千晶、監査等委員である社外取締役串田規明及び監査等委員である社外取締役大山陽希により構成されており、監査等委員でない取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を確保し、説明責任を強化することを目的としています。

取締役会においては、報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、監査等委員でない取締役の報酬を決定することとしています。

報酬諮問委員会における具体的な検討内容として、報酬制度のトレンド、他社動向、各取締役の評価内容、及び報酬案等について審議を実施しています。

独立役員会議

独立役員会議は、社外取締役である勝屋久を委員長とし、監査等委員である社外取締役(常勤)芦田千晶、監査等委員である社外取締役串田規明及び監査等委員である社外取締役大山陽希により構成されており、業務の執行と一定の距離を置く独立社外役員が事業の運営において重要な事項に関する議論により積極的に貢献することを目的として設置しています。独立社外役員である社外取締役は、独立役員会議での情報共有と意見交換を踏まえ、当社の中長期の収益性及びコーポレート・ガバナンスの向上を目指します。また、独立役員会議は、当社取締役会の諮問等の求めに応じ、重要な事項に対し独立した客観的立場から適切な助言を行います。

会計監査人

有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、金融商品取引法に基づく会計監査を受けています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスを一層拡充させるために監査等委員会設置会社に移行しました。取締役会及び監査等委員会を設けるとともに経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として常勤役員会をリスクに関する検討・諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置することで、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監督・監査の実施と、適切なリスクマネジメントを実施するために、当該体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知については、株主の皆さまに株主総会の議案について十分に審議いただけるよう、株主総会開催日の約3週間前の早期発送に努めています。2024年12月開催の定時株主総会においては、電子提供措置の開始を株主総会開催日の4週間前である11月14日に、株主総会招集通知の発送を総会前日から22日前である11月20日に実施しました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆さまにご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるよう留意して取り組んでいます。
電磁的方法による議決権の行使	2022年12月開催の定時株主総会より、インターネット(スマートフォン等を含む)による議決権行使を導入しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイトのIRページにて作成・公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの会社説明会を実施しており、決算説明動画をIRページにて定期的に公表しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催し、同時通訳を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイトのIRページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部 IR部にてIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はステークホルダーの立場の尊重の観点から、「コンプライアンス規程」、「情報管理及び内部者取引管理規程」及び「適時開示ガイドライン」において、法令遵守、ステークホルダーに利益に資する事項の開示及びインサイダー取引の防止等を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はステークホルダーとの連携を通して、環境保全及びCSR活動に努めています。環境保全活動の一環としては、新商品や新サービスをプラットフォームに掲載するプロジェクト実行者(事業者)が商品を応援購入したプロジェクトサポーターにお届けする際に使用する梱包材について、環境に配慮した素材を使用することを提案しています。また、CSR活動については、サステナブルな社会の実現を志し、プロジェクトとしてその内容を実現しているプロジェクトをIR資料にて定期的に紹介しており、サステナブルな社会への貢献を支持、公表することで日本の事業者のCSR活動を促しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は株主・投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーに、正しい理解と信頼関係、評価を得られるよう、当社の業績結果や財務状況、経営戦略などに関する情報を公正かつわかりやすく提供することをIR活動に関する基本方針として考えています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守を徹底するため、下記のとおり内部統制システム及びリスク管理体制を整備しています。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は取締役会において、「取締役会規程」の定めに従い、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、業務執行状況に関する報告を受け、業務執行を監督します。

使用人の職務の執行に対しては、代表取締役社長直轄の内部監査室担当者が内部監査を実施し、業務が法令及び定款に適合しているかを監査し、当該結果を代表取締役社長に適宜報告します。

加えて、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス遵守体制の構築・維持にあたります。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る取締役会議事録その他重要な会議の議事録等の情報については、社内規程に基づき、文書又は電磁的記録文書として記録し安全かつ適正に保管及び管理する体制を構築しています。

リスク管理に関する体制

当社は、想定されるリスクを洗い出し、対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクの発生を抑え、リスクが顕在化した場合の影響を最小限に抑える体制としてコンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を実施しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしています。そのために反社会的勢力排除に関する規程を制定し、社内にも周知徹底する体制を整備し、経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、コーポレート本部が対応を一元的に管理し組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えています。新規取引を行う際には、規程及びマニュアルに基づき日経リスク&コンプライアンス等を利用した反社チェックを行うとともに、新規取引を行う場合の契約条項には、反社会的勢力の排除に関する条項を記載することとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

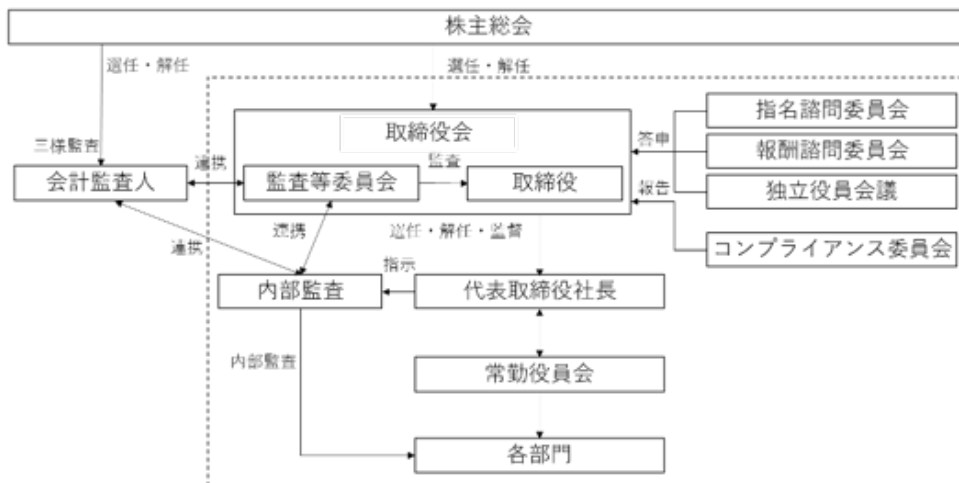
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】



【模式図(参考資料)】

